

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	2-101
処分の種類	建築物の移転又は除却費用の徴収			
根拠法令条例等・条項	土地区画整理法第78条第2項			
処分の概要	<p>施行者が移転、除却した建築物等、又はこれらの所有者等が自ら移転、除却した建築物等が、違反建築物として移転、除却を命ぜられているものである場合には、施行者は、これらの建築物を所有者に対しては、移転除却による損失補償をすることを要しないものとし、移転に要した費用を、建築物等の所有者から徴収することができる。</p>			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】土地区画整理法第76条第2項</p> <p>施行者が移転、除却した建築物等、又はこれらの所有者等が自ら移転、除却した建築物等が、違反建築物として移転、除却を命ぜられているものである場合には、施行者は、これらの建築物を所有者に対しては、移転除却による損失補償をすることを要しないものとし、移転に要した費用を、建築物等の所有者から徴収することができる。</p>			
基準の制定根拠	-			